

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 21 年 10 月 27 日(火) 第 8 1 3 9 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 (654) (畜産課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (655~657) (森林・林業総室) . . . . . 2
	県道の区域の変更 (658) (道路企画課) . . . . . 5
	県道の供用の開始 (659) (〃) . . . . . 6
◇ 正 誤	平成 21 年 4 月 14 日付鳥取県告示第 268 号中訂正 . . . . . 6
	平成 21 年 10 月 16 日付鳥取県告示第 641 号中訂正 . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第654号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第8条第1項の規定に基づき、平成27年度を目標年度とする家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を定めたので、同条第4項の規定により公表する。

その計画書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

鳥取県家畜排せつ物利用促進計画（平成12年鳥取県告示第531号）は、廃止する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第655号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町小河内字奥山935の47、935の48、935の50
- （2） 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- （3） 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町郷原字大人333の2、字中野谷330の2、字楮谷331の2、湯谷字使混タワ原野295の2
- （2） 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- （3） 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町郷原字柏奥313の2、313の7、313の8、313の12、字香山409の2、字下林324の1、字地才工336の2、字地才工下平345の2、345の18、字長谷松434の3、434の5、434の15から434の17まで、字蛇谷315の2、315の10、字松木谷口325の2、三谷字ナメラ588の2、字本谷525の9、字山長谷617の2、中井字東畑419の2、水根字石コロキ949の1、949の3、949の16から949の30まで、山手字笹谷上分624の1（次の図に示す部分に限る。）、624の2、624の3、字地ユノ谷上分631の2、字堤谷上分620の1・620の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、620の4、字森谷上分563の3、563の110から563の112まで、563の4

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第656号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字乳母ヶ谷2199の1、字鬼入道2206から2208まで、2209の1、2209の2、2209の8、2211、2212、2216の1、2216の3、2217、2218の1、2218の2、2219から2221まで、字毛無山2224、2225、2226の1、2226の2、2227、2230、2231、2232の15、2232の17から2232の28まで、2232の30、2232の34から2232の63まで、2233、字露谷2243の55から2243の57まで、2244の1、2244の2、字露谷口2245から2247まで、字山神東平2249の1から2249の5まで、2250から2258まで、2262、2264から2267まで、字山神西平一2268から2276まで、字山神西平二2277から2280まで、2281の1から2281の3まで、2282から2286まで、2288から2290まで、鹿野町水谷字末用越シ之奥982、983、984の1から984の8まで、985から987まで、字深谷988の1、988の2、989から993まで、994の1、994の2、995から1001まで、字狭岩奥之谷1007、1008、1009の1から1009の10まで、1010、1011、字太郎右衛門谷東平1012から1015まで、字稗山1025、1026、字平岩1035の1から1035の37まで、1038から1047まで、1048の1、1048の2、字船ヶ谷西平1049の1、1049の3から1049の7まで、1050から1054まで、字茗荷谷1097の1（次の図に示す部分に限る。）、1097の2から1097の4まで、1098、1099、字ずりの谷東平1100・1101の1・1101の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1101の3から1101の5まで、1102、1103、1108、1109、字御崎谷1114の1、1114の4、字大平1123の1から1123の6まで、1124の1、1124の2、1125から1130まで、字瀧谷平1133の1から1133の5まで、1134の1から1134の3まで、1135の1、1135の2、1136から1138まで、字坂ノ上西平1139の1、1139の2・1139の3・1139の4（以上3筆について次の図

に示す部分に限る。)、1140、1141(次の図に示す部分に限る。)、1142、1143、字岩見谷1189の1から1189の4まで、字権現谷1190の1、1191、字岩見谷口西平1192

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第657号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字古屋谷口649から655まで、656の1、656の2、657から676まで、字栃木谷700、701、712から716まで、字ソラサコ721、722、字山神谷723の1から723の4まで、727、728、字ナメラ谷730、731、731の1、732、733、733の1、734、735、字ハタカ谷736、737、737の1、737の2、738、738の1から738の5まで、739、739の1、740、740の1、740の2、741、741の1、742、742の1、743、743の1、744、745、745の1、746、746の1、字少ナ谷780から783まで、783の1から783の6まで、784、784の1、785の26から785の34まで、785の36、785の39から785の58まで、785の60、785の103、785の106から785の129まで、785の139から785の147まで、字岩ナメ下谷1004から1007まで、1008の1、1008の2、1009から1017まで、1017の1、1018の1から1018の14まで、1019から1024まで、1034、字岩ナメ上ミ谷1035から1039まで、1041から1047まで、字鳥越へ谷1050、1055の1、字添途1056から1058まで、1058の1、字添途平1059から1061まで、字吉ヶ谷1080から1083まで、1084の2、1084の10から1084の22まで、1085から1095まで、1095の1、1096、1097の1から1097の12まで、1098から1109まで、1109の1、1109の2、1110から1112まで、1112の1から1112の3まで、1113、1113の1、1114、1114の1、1115、1116の1から1116の29まで、1117、1118、字坂ノ谷1121の1、1121の4から1121の7まで、1121の9から1121の32まで、1123、1124の1、1124の2、1125から1127まで、1127の1、1128から1130まで、1130の1、1131、1132、1132の1、1133、1134、字檜ヶ谷1135の1から1135の12まで、1137から1144まで、1144の1、1145から1150まで、字ネサガ途平1153から1157まで、1158の1から1158の27まで、字又毛谷1159の1、1160から1164まで、字流レ谷1186の41、智頭町大字早瀬字小田途402、402の1、403の1、403の2、404の1、405の1、405の2、字荒神途406から410まで、410の1、413、414の1、414の2、415の1、416、字アゲサ411、412、字早皆地417、418、419の1、419の2、420、421、422の1、422の2、423、424、424の1、425の1から425の3まで、426、426の1、字北谷427の1から427の6まで、428、428の1、429、430、430の1、431から433まで、字土居ノ上434の1、435、436、437の1から437の4まで、字大谷444の1、444の2、445から448まで、字長途449、字牛谷450、字大谷上平458の1、459、460、460の1、461の1から461の3まで、462の1、462の5、字小谷463の1、463の2、464、465、字千谷466、466の1、466の

2、467から470まで、471の1、字関ノ途472、473の1、477の1、477の3、477の4、478、478の1、479、479の1、字馬場谷下平490の1、491から494まで、495の1から495の6まで、496、496の1、497から503まで、字中尾504の2から504の4まで、505、505の1、506、507、507の1、507の2、字馬場谷上平508、508の1、508の2、509から512まで、512の1、513の1、514、智頭町大字大背字崩谷口1251の1から1251の3まで、1252から1255まで、1255の1、1256の1から1256の6まで、字荒前1257の1、1258の1、1259から1261まで、1262の1、1263、1264の1、字荒神谷奥1265から1270まで、字西之谷1277、1278、1280、1281の1、1281の2、1282の1、1282の2、1283から1287まで、1287の1、1288、1288の1、1289から1293まで、字一ノ谷奥1312から1318まで、1319の1、1319の2、1320から1331まで、1332の1から1332の8まで、1333の1、1333の2、1334、1335、字片山上1358の1、1359の1、1359の2、1360、字谷奥上1361から1379まで、字漆ヶ谷1417から1423まで、1424の1、1424の2、字龍ヶ谷1425、1426の1から1426の3まで、1427、1428の1、1428の2、1429、1430の1、1430の2、1431から1440まで、1441の2から1441の18まで、1441の21から1441の23まで、1442の1から1442の3まで、1443、字クビキレ1445の8、1446、字霜月田山1483、1484、1485の1から1485の4まで、字藤屋根山1486の1から1486の9まで、1487から1497まで、字スケカ谷1499から1509まで、字中田上1510から1512まで、字山神谷1513から1515まで、字小谷1516、1517、1518の1、1518の2、字陰平1519、1520、1521の1、1521の2、1522の1、1523の1、1524、1525の1、1525の2、字宮ノ下1526の1、1526の2、1526の4、1527の1、1527の2、字宮谷1528、1529、1530の1、1530の2、1531の1、1531の2、字大宮谷1532の1、1533の1から1533の3まで、字カウカ谷奥1570の1から1570の4まで、1571の1、1572の1、1574から1576まで、1577の1、1578の1、1580の1、1581の1、1582、字谷奥山1593、1594の1、1594の2、1595から1608まで、1609の1、1610から1623まで、字家ノ本1624から1636まで、字荘谷奥1637から1653まで、1654の1、1654の2、1655から1659まで、1660の1、1661から1666まで、1667の1、1668から1679まで、字崩の上1680の1（次の図に示す部分に限る。）、1681、字古屋上1689から1698まで、字城ノ尾1699から1701まで、1703、1704の1、1704の2、1705、1706、字池田山1707の1、1707の2、1708から1722まで、1723の1、1723の2、1724から1726まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

## 鳥取県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
西伯根雨線	変更前	西伯郡南部町東上字峠口1311-1地先から同町東上字牛子山1364-2地先まで	5.6~112.7	1,382.0
		西伯郡南部町東上字牛子山1364-1地先から同字1364-2地先まで	5.3~78.7	884.0
	変更後	西伯郡南部町東上字峠口1311-1地先から同町東上字牛子山1364-2地先まで	11.0~112.7	1,451.0

**鳥取県告示第659号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
西伯根雨線	西伯郡南部町東上字峠口1311-1地先から同町東上字牛子山1364-2地先まで	平成21年10月27日

**正 誤**

平成21年4月14日付鳥取県告示第268号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7

行 3

誤 日野郡日南町上萩山字小原田ノ上3の4、3の5

正 日野郡日南町上萩山字小原田ノウエ3の4、3の5

平成21年10月16日付鳥取県告示第641号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 7

誤 （国有林）

正 （国有林。次の図に示す部分に限る。）

頁 3

行 11

誤 道路用地とするため

正 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）